

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市社会福祉審議会
開催日時	令和元年6月12日（水）午後2時～午後3時45分
開催場所	高松市防災合同庁舎 3階 301会議室
議 題	(1) 第3次高松市地域福祉計画の見直しについて (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井上委員、大見委員、加野委員、春田委員、田中委員、山本委員、神内委員、武田委員、山下政勝委員、長谷川委員、樽谷委員、金倉委員、中村委員、西岡委員、松原委員、林委員、照下委員、兼間委員、山下隆資委員
傍 聴 者	0 人 (定員 10 人)
担当課及び 連絡先	健康福祉総務課総務係 839 - 2372

審議経過及び審議結果

開会

議事

(1) 第3次高松市地域福祉計画の見直しについて

事務局より第3次高松市地域福祉計画の見直し概要について説明

(委 員) 法律の改正に伴う見直し以外に、内在的な要因による見直しはないのか。

(事務局) 第6次高松市総合計画との整合性を図っているため、基本理念・基本目標は変えず、社会福祉法の改正等に伴う部分を修正してまいりたい。

(委 員) まるごと福祉相談員はどのような資格をもっているのか、他の機関とどのように連携を図っていくのか。

(事務局) まるごと福祉相談員については、社会福祉協議会に委託しており、社会福祉士、ケアマネジャー等の資格を有している。また、各団体や事業所を訪問し、対象者のニーズを把握し、必要なサービスを提供する事業者へつなぐよ

うに連携を図っている。

(委員) 近年、日本各地で災害が発生しているが、地域との連携ができていないため、災害弱者には災害が発生した時に必要な情報が入ってこないのが現状である。この計画を実現させ、普段から地域の人たちが助け合えるよう、連携を図ってもらいたい。

(事務局) 災害時要配慮者支援が重要であることは認識している。地域福祉計画においても、災害時要配慮者支援に関する事項が記載されており、本市では、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員やコミュニティ協議会等に情報提供している。本日いただいた意見を参考に、災害時の要配慮者への支援体制について、更に検討してまいりたい。

(委員) 本計画の基本目標2「地域福祉を推進する人づくり」について、これまでは福祉の担い手は民生委員が中心になっていたが、民生委員だけでは難しく、地区社協との連携も重要になると考える。本計画は高松市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携していることから、地域福祉の担い手づくりを高松市、市社協、地区社協はどのように考えているのか。

(事務局) 福祉の担い手づくりは計画の基本であり、重要なものであると認識している。地域の見守り体制を強化するために、市社協や地区社協とより一層連携を強めていきたい。

(委員) 高松市と市社協は二人三脚で地域福祉活動に取り組んでおり、地域福祉ネットワーク会議において、個別課題の検討を行う中で様々な関係者と協力しているところである。その個別課題を解決する過程の中でノウハウが蓄積されていくものであると考えている。まるごと福祉相談員や地域包括ケアシステムにおける生活支援コーディネーターが地域とのネットワークを築くことが人材育成の一端を担うと考えている。

(委員) 成年後見制度の利用促進について、現段階でどのような取組内容を考えているのか。

(事務局) この後、まるごと福祉相談員や成年後見制度について、それぞれの担当から説明させていただく予定としている。

(委員) 地域福祉計画に記載すべき事項にある「その他の福祉」については、多種多様なものがあると思うが、近年はひきこもりや発達障がいなどがクローズアップされている。それらの福祉についても意識してもらいたい。

(2) その他

事務局よりまるごと福祉相談員について説明

(委員) まるごと福祉相談員について、モデル事業を行っている地域では顔が見える関係を築くことができているが、行っていない地域からの相談は増えておらず、地域による格差が生じているので、行っていない地域についても考えてもらいたい。

(委員) まるごと福祉相談員の取組実績等についての住民への周知についてはどのような状況か。また、第3次高松市地域福祉計画策定から3年経過し、高松市として地域共生社会の実現としてどのような手ごたえを感じているか。

(事務局) 現在、まるごと福祉相談員の取組実績を取りまとめている状況であり、取りまとめ次第、周知啓発を行ってまいりたい。また、地域共生社会については、本市福祉の中心を担うものであり、これからも続く事業であるため、本計画終了後も引き続き取り組んでまいりたい。

(委員) まるごと福祉相談員の人数と今後の予定について教えていただきたい。また、まるごと福祉相談員制度を知らない市民がたくさんいると思うので、市民への周知について考えていただきたい。

(事務局) 平成30年度の実績は、勝賀エリアに1名、香南地区に1名の計2名である。今後は、1総合センターエリアに1名、本庁エリアに2名を配置したいと考えている。

(委員) 各エリアに1名では少ないと考えるが、高松市として、まるごと福祉相談員がどれぐらい必要と考えているか。

(事務局) 各エリアによって状況が異なると思うが、最終的には15名程度配置したいと考えている。また、市民への周知については、モデル事業を行っている勝賀、香南エリアで100回以上行っている。エリアの拡大とともに、周知啓発を随時行ってまいりたい。

(委員) まるごと福祉相談員について初めて知った。まるごと福祉相談員について知らない市民はたくさんいると思うので、多くの方に周知していただいて、困っている人がいると思われる居場所にも来てほしいと思う。

(事務局) まるごと福祉相談員は、地域に出向き、課題を解決するためのお手伝いをするものであるため、今後も様々な場所に出向き、活動していきたいと考えている。

(委員) まるごと福祉相談員の利用人数はどれぐらいを想定しているのか。また、ICTやAIの技術が進んでいる中で、共通のプラットフォームの作成につ

いてはどのように考えているか。

(事務局) 昨年8月から3月までの8か月間の実績ではあるが、アウトリーチ件数は勝賀285件、香南58件であり、相談受付件数は勝賀32件、香南13件となっている。相談件数としては多くないかもしれないが、相談内容は複合的であり、即、解決に結びつく内容ではないものもある。これを全市で考えると、複合的な課題を抱えている方が相当数いることが推測され、事業の重要性が高いことが考えられる。

(委員) 相談件数は少ないと思われるが、今後15名程度の相談員に対して利用者数はどれぐらいと考えているか。

(事務局) まるごと福祉相談員によるアウトリーチ件数や総合センターにおける総合相談窓口も含めた相談受付件数については、当初の想定より若干少ないものと思われるが、これらの件数を踏まえ、適切に対応していきたい。

続いて、事務局より成年後見制度の現状等について説明

閉会